

共済年金の職域相当部分について

[厚生年金]

(企業年金)	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,883円 (330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)
	老齢基礎年金 66,208円
妻 分	老齢基礎年金 66,208円
合計 233,300円	

[共済年金]

20% 職域相当額 20,175円 (330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)		8.7%	
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,883円 (同左)	夫 分	
	老齢基礎年金 66,208円		
妻 分	老齢基礎年金 66,208円	妻 分	
合計 253,475円			

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円 × 0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものの。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の16年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。